

令和7年第6回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年12月8日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第46号 浅川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めること
について
- 日程第 2 議案第47号 浅川町私債権管理条例を定めることについて
- 日程第 3 議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 4 議案第49号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第51号 浅川町地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第52号 浅川町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 8 議案第53号 浅川町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第54号 浅川町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第55号 浅川町空き家対策審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第56号 令和7年度浅川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第57号 令和7年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第58号 令和7年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第59号 令和7年度浅川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 請願第 6号 地域の医師不足解消を求める請願書
- 日程第16 請願第 7号 米の安定供給等を求める意見書の提出について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第19 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程の追加
- 日程第21 発議第 4号 地域の医師不足解消を求める意見書提出について
- 日程第22 発議第 5号 米の安定供給等を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで議事日程のとおり

日程第 2 1 発議第 4 号 地域の医師不足解消を求める意見書提出について

日程第 2 2 発議第 5 号 米の安定供給等を求める意見書提出について

出席議員（10名）

1 番	須 藤 孝 夫 君	2 番	富 永 勉 君
3 番	菅 野 朝 興 君	4 番	兼 子 長 一 君
5 番	木 田 治 喜 君	6 番	岡 部 宗 寿 君
7 番	須 藤 浩 二 君	8 番	上 野 信 直 君
9 番	会 田 哲 男 君	10 番	水 野 秀 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江 田 文 男 君	副 町 長	加 藤 守 君
教 育 長	真 田 秀 男 君	総 務 課 長	生 田 目 源 寿 君
企画商工課長	我 妻 悌 君	農 政 課 長	関 根 恵 美 子 君
建設水道課長	生 田 目 聡 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	坂 本 克 幸 君
保健福祉課長	佐 川 建 治 君	住 民 課 長	高 野 喜 寛 君
教 育 課 長	我 妻 美 幸 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 子 広 子	会計年度任用	芳 賀 純 弓
--------	---------	--------	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第46号 浅川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 保健福祉課資料を頂いたんですけども、これの1ページの上の青で塗られた部分のところ、国では令和8年4月1日から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国全ての市町村で開始するに当たり、今回の議会で条例を制定する必要があるということで、そしてその上、「保育所等に入所していない0歳6か月から3歳未満のこどもが、保護者の就労要件等を問わず、保育所等を月一定時間（10時間）まで利用する制度」ということをございまして、この点について、浅川町は、次のページ、対象人数が10名ぐらいであるということを書かれているんですけども、質問としましては、保育士の増員が必要なのかということで、増員するとすれば何名ぐらい増員する見通しなのかということ、まずその点。

もう一点が、保育士の確保が難しい場合、できないのではないかとということをございます。

そしてもう一点は、予算はどこからやりくりしていくようになるのかということ、3点ほどお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の保育士が何名というところですが、こちらは一応2名を予定してございます。

保育所のほうでは、実際、今、ここに広場で月、水、金とゼロ歳児の保育室を利用して事業を行っており

ますが、火曜日と木曜日が空きますので、そちらの火曜日と木曜日にその教室を利用して、誰でも通園制度を実施したいと考えております。

それから、確保できない場合なんですけれども、当初はゼロ歳児のほうに結構空きがございますので、当初から秋頃までは大丈夫かとは思いますが、それ以降については、やりくりをして対応したいと考えております。

それから、3点目の予算なんですけど、こちらは8年度の当初予算のほうで計上したいとは考えておりますが、今のところまだ国から詳細な内容が示されておりませんので、今後詳細内容が下りてきましたら、そちらのほうをちょっと確認しまして、予算計上したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今、3番議員の質問で大事な部分は分かったんですけども、この誰でも通園のやつは、にこにこの火曜日、木曜日が空いているので、火曜日、木曜日に実施をしたいと、こういうことですか。それで、にこにこの2名が基本的に対応すると、こういう理解でよろしいんでしょうか。その点を確認をさせていただきたいと思います。

それから、この制度では、障がい児とか、医療的ケア児とか、要支援児童も視野に入っている制度なんですけれども、こういう子供を受け入れる体制というのはどうなのか伺いたいというふうに思います。

それから、誰でも通園制度の以前からある一時保育の制度がありますよね。この誰でも通園制度というのは、保護者の人が働いていなくても預けられるという制度なんですけれども、一時保育の制度は、働いている保護者が病気になったり、冠婚葬祭とか、そういうことで一時的に保育所に子供を預けたいという制度で、以前からあるはずの制度なんですけれども、これらの実施状況を伺いたいと思います。

それから、一時保育に関する町の例規集、どこに書いてあるのかなと思っていろいろ調べたんですけども、ちょっと見当たらなかったんですけども、町の規定はどういうふうになっているのか併せて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えします。

浅川町のほうでは、今のところ火曜日と木曜日に実施する予定でございます。それから、保育士につきましては、2人を確保したいと考えております。

それから、障がいを持ったお子さんについてですが、こちらはあらかじめ障がいのあるお子さんを預かる場合には、面談や文書等により子どもの特性ですとか状態や、保護者の状況等について丁寧に相談して把握し、受入れの可能性について検討したいと考えております。保護者との相談により判断することになるかと思われま

それから、一時保育の制度なんですけど、今の状況では、実施は町のほうではしておりません。

町の規定については、ちょっと今、私のほうで確認できませんので、後で確認させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、そうすると火曜日、木曜日にはここにこが休みなので、その日にやりたいということなんですけれども、保育士は新たに2名を確保するということなんです。それとも今、ここにこをやっている先生が、そのまま火曜日、木曜日対応するということなんでしょうか。その点、ちょっと確認をしたいと思えます。

それから、一時保育を町では実施をしていない。これは児童福祉法でも確かに一時保育を実施できるというふうな規定なんです。ですから、やれというふうな規定ではないというふうに私は読んだんですけれども、ただ自分のうちで子供を見ている親御さんが病気になったり、冠婚葬祭でとか、そういう事情があって、子供をどうしても保育所に預けたいという場合に、これ広く一般的に一時保育って受け入れてやっているんですよ、他の町村では。浅川町ではこれをやっていないんですか。一時保育所で見てくださいという保護者がいても、うちの町では一時保育はやっていないので受け入れられませんと言って断っているんですか。せっかく法律でやることができるというふうになっているのに、そういう対応をされているんでしょうか、現在。もう一回確認させてください。

やっていないから、例規集のどこを見ても一時保育に関する規定はないと、こういう理解でよろしいんでしょうか、伺います。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

現在、月、水、金でここにこで預かっておりますが、こちらのほうは保健福祉課担当で、先生といえますか、そちらのほうで見ていただいております。今度の誰でも通園制度なんです、こちらは現在、こども園のほうの保育士、そちらの先生で担当します。

それから、一時保育なんです、ちょっとそちらのほうは、今のところ実施しているかどうか、そちらも含めて確認させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目は大体分かりました。ここにこで見るとはなくて、ここにこが休みの日の火曜日、木曜日にこども園の保育部の先生2名が担当してこれに対応すると、こういうことでよろしいですか。確認をさせていただきたいと思えます。

それから、一時保育に関しては、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思えます。本案の採決には直接には関係ありませんので、それで結構です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） そうですね、ここにこの場合ですと保健福祉課のほうでの事業となります。

誰でも通園制度は、今現在、こども園の保育士で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） まず、誰でも通園制度については、過去に私のほうも一般質問させていただいています。

それで、先ほど来の人手不足関係については回答ありましたので、それでいいと思いますし、さきの一般質問、金曜日の、そのときも教育長さんのほうからそういう話で類似質問があつて、そのときに教育長より伺っていますので、これは了とします。

それで、今、まだ来年度から運用ということで、いろんなところが詳細が決まっていないうふうな感じが、非常に。それで、基本中の基本で、それにしてもこの誰でも通園制度を運用する際に、先ほどの人手不足もそうですけれども、そのほかに今、考えられる問題点、課題点があるかと思うんですが、例えば事故のリスクが増えますよといったことや、それから在園児の影響、今いる子供たちに対する影響等、この2つあるんだろうと思いますが、これに対してはどういうふうな対応を取っていられるおつもりなのか、その辺をちょっとお聞きしたいなということですね。

ですから、逆に言えば、在園児の保育バランスといえますか、そういったものに対して、どういうふうな対応を取っていくのかということと、それから今、同僚議員からもありました一時預かり児の、これはほとんど実績としてはないんじゃないでしょうか。そんな感じをしています。

ですから、あるのであれば、保護者に対しても一時預かりと誰でも通園制度の大きな違いを丁寧に説明する必要があるんだろうと思いますが、今まで当町は一時預かり事業というのをほとんどやってこなかったと。実績があるんだったら、後で、同僚議員からもありましたように説明していただきたいんですが、多分実績がないんじゃないかなというふうに私、思っていますので、その辺のところでも誰でも通園制度を説明する必要性、保護者に対する説明というのは、多分そのところでは要らないのかなと逆に思っています。

これは、先ほど来から出ている資料というのは、保健福祉課資料になっています。これ、主管部門というのは、ただいま教育課長がいろいろる説明、回答していますけれども、誰が主管部門でこれを行うのかというのがちょっと曖昧になってきています。その辺のところをはっきりさせていただきたいなというふうに思いますので、そちらのほうを2点目に質問させていただきます。

それから3点目に、10名前後が該当するんじゃないかというふうなことを言われていますが、これの資料の2ページ目にありますように、想定される利用方法、思いがけず他市町村からの住民を登録されている方でも入れるんですね。ですから10名前後で想定するのはちょっと違うのかなと。

逆に言えば、ここにも例として書いてありますけれども、他市町村に嫁いで、それで子供が産まれますよというので実家に戻ってきました。そのときに1人目の方を預けることができるんですね、これ全国展開です。そういう意味では、結構広く受け入れなきゃならない場合もあるということを常に想定しておかないと、人員とかなんかの確保の中ではちょっと問題になるのかなというふうに思っています。

その辺のところについてもちょっとお聞きしたいなということと、先ほど来から何かここにこクラブでの担当で空いている日にち、火、木ですか、そのときで取りあえず最初はそれでいくんだというような回答ありま

したけれども、そもそもになりますけれども、この日とこの日って決められるものじゃないですよ、これは、まずは。及びもつかないようなところで、月曜日だったり、金曜日だったり、お願いしますと来る可能性がありますよね。先ほどの回答は、そういう意味合いではちょっと違うのかなという感覚を持っているんですが、その辺についてもいかがでしょうかということで、3点ほど質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、加藤守君。

○副町長（加藤 守君） 私のほうから、主管課がどこなのかというところで説明させていただきたいと思えます。2点目だったかと思うんですけれども。

今回、制度ということで、いろんな子ども関係の条例とかも関係してきますので、まず一旦、その制度的なところというのは保健福祉課で担当させていただいております。ただ実際、子どもの受入れというところになると、私どもとしては、今、民間事業者がないということで、実際は公営のこども園というところでの受入れ場所がありますので、言わば制度所管で町、実際その受入先も町ということで、実際その受入先の町についてはこども園所管ということで教育課のほうで担当している。そういう交通整理をして、担当しているところでございます。

以上です。

残りは担当課で説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから3点目になりますか、説明させていただきます。

この資料の想定される利用方法というところの書き方なんですけれども、これは例えれば今現在、浅川町には10名程度、家庭保育している人がいますよ。そのほかにこういう利用方法、里帰りのための預ける人も想定されますということで、それも含めて10名ということじゃなくて、浅川町の中では10名ほどいると。そのほかにもこういう利用方法があるというところの表現でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、1点目のほうをお答えしたいと思います。

事故のリスクですが、こちらは園のほうでは毎月避難訓練を実施しておりまして、それからあとヒヤリハットに関しても、定期的に職員会議のほうで職員のほうには周知しておりますので、今後も定期的に開催して、事故のリスクについては職員同士で検討していきたいと思えます。

それから、在園児の影響ですが、浅川町はこの制度なんです、一般型と余裕活用型と2つの型が区分されておりまして、一般型、専用室独立型ということで、空き教室を利用して預かることとなります。浅川町も専用空き室を利用して預かることを考えておりますが、仮に余裕活用型ですと、現在預かっているお子さん、その中に誰でも通園制度のお子さんを預かるということになりますと、預かるお子さんもそうですし、今現在通園しているお子さん、お互いが混乱しないようにということで、一般型の専用室独立型ということで利用したいと考えております。

それから、火曜日、木曜日とちょっと限定してしまいましたが、こちらにつきましては今後検討したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 主管部門といますか、大卒のところの卒組みは保健福祉課のほうでやって、実際の運用は教育課のほうでやりますよという話ですよ。それは分かりました。

それから、三大課題と言われています人手不足と、それから事故のリスクが増えるのと、それから在園児の影響と。今、通っている子供たち、児童への影響もあるんだよということで、3つ。これは国のほうでも課題というのは把握しているんだろうと思いますけれども、それで今聞きしました。

これから人手不足になると、保育の質の低下というのが非常に考えられますので、その意味も含めて研修等でやっていただいて、きめ細かな指導をぜひお願いしたいなというふうに思っています。

それから、在園児との保育のバランスというところでは、これは保育計画といますか、そういったものの再設計が必要なんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺のことも加味してやっていただければというふうに思っています。

先ほどの保健福祉課長の、いわゆる想定される利用方法については、これは当然そういうことだろうというふうに思いますが、ただそれでも底辺は広いんだよということをもまず頭に入れて体制をつくっておかないと、いろんな想定は必要だと思うんですけども、想定外のこともあり得るということで、その辺のところはちょっと柔軟な対応をぜひしていただきたいなというふうに思っています。

まだまだ、来年度4月からは始まるんですけども、詳細についてはいろんなところで決まっていない部分があるんだろうと思います、実質的な運用では。ですから関係部署、きっちりその辺を協議していただいて、ある程度のもを構築していただいて、受け入れる体制を万全にしていいただければなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点だけお伺いします。

4月から実施ということですが、先ほど来から出ている2名の保育士を新たに雇用してこの事業を運営すると。それに必要な財源というのは、国から当然措置されるということで考えてよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

財源ですが、負担割合として、国から4分の3、県から8分の1、市町村は8分の1負担というふうに今のところお示しがございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第46号 浅川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、議案第47号 浅川町私債権管理条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 3点伺いたいと思います。

1点目は、そもそも私債権って何なのか、ご説明を願いたいと思います。

それから2点目ですけれども、第7条に関してなんですけれども、7条の1項2号を見てもらうと、最後のところに、「当該債権につき保証人がある場合を除く」といって、ここには保証人のことが書いてあるんですね。ところが、ほかのところは保証人には触れていません。3号については、消滅時効で満了して主たる債務がなくなってしまうので、保証人の責任もなくなるわけなんですけれども、そのほかに関しては保証人っている可能性がある場合もあると思うんですね。1号と4号から7号、これに関しては保証人が存在している可能性があるわけです。ところが、これ債務者の状況だけで、保証人は不問にして債権を放棄すると。こういうことをしてどうなんだろうなというところがあれなんですけれども、保証人との関係ではどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

3点目ですけれども、債権放棄の公正性、これを担保するのはどういう仕組みなのか。

例えば、ちょっと言い方悪いんですけれども、町長の親戚だからこれに該当させて、もうこの債権は放棄してないものにしてやろうと、こういうこともあり得るわけで、そういうことは絶対あってはならないので、町長が債権を放棄するわけなんですけれども、その債権放棄が適切かどうかというのを、やっぱりどこかでチェックしないとならないと思うんですよ。

今までは、個別に議会に提出をして、権利の放棄でしたか、そういう議案を出して、過去に1件だけありましたが、議会がチェックをして認めるということだったんですけれども、今度はそういう手続きを経ないで、町長のサイドでこれできるというふうにするわけですから、だから町長の判断が適切かどうかをチェックする、そういう仕組みって絶対必要だと思うんですけれども、それはどのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これも詳細にわたりますので、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、3点ご質問がありました。

まず、1点目なんですけれども、そもそも私債権とはどういうものかというご質問だったと思います。

私債権に対しまして、また別に町では公債権というものがあまして、公債権と別な債権ということで、私債権という定義がされているものと認識しております。

公の債権については、地方自治法に基づき条例等で定めるものとなっております、税や使用料など行政処分に基づく債権ということになりますけれども、私債権も同様に条例で定めるものとなっております。

私債権につきましては、契約などによります司法上の関係から発生する民法が適用されるような債権であります。

提案理由の説明でも申し上げましたとおり、該当するのが水道使用料、水道料金、それから公営住宅の使用料、それから奨学金が一般的に町で通常行っている業務の中ではそういったものが考えられるのかなど。そのほか損害賠償金などもこれに当たるとは思っておりますけれども、扱っている債権としては、そんなに頻繁にあるものではないというふうに思っております。

それから、第7条第1項第3号の保証人の関係でございまして、これに関しましては、2点目はちょっと後にしまして、3点目について説明させていただきたいと思っております。

公平性とか正当性の確保ですけれども、この条例と別に規則、それから要綱の設置を考えております。

この中に、浅川町の内部の機関にはなるんですけれども、債権の処分をする際には、内部機関で組織を設けて審査会要綱のようなものをつくることを想定しております。その審査会において、これは町長は入らない組織を考えておりますけれども、そういった審査会で、該当するような課長職に集まっていただいて、そこで審査をするというようなことを考えております。

当然、その職員に関係するような案件につきましては、決定権がないというような形で正当性を担保しようと今のところ考えております。

先ほどの第7条1項3号に、保証人がある場合を除くというふうにご書いてございますけれども、それ以外につきましても、第6条に、「町長は、私債権について、地方自治法施行令の規定により、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」ということになっておりまして、保全につきまして、保全は保証人を当然つけるということと、保証人にお支払いをいただくというものも入っておりますので、基本的に保証人を担保して取っていくというような形になっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 確認させていただきたいと思います。

私債権というのは、上下水道料、公営住宅の家賃、あるいは奨学金、場合によっては損害賠償金も含まれる場合もあるということですよ。

2点目なんですけれども、保証人については、6条の1項で、ここに必要な措置を取るというふうになっているので、必要な措置を取った後の話だということですよ、この債権の放棄は。はい、分かりました。

保証人がいる場合は、きちんと保証人に請求をして、保証人が払えないという状況下で、債務者もこういう状況だという場合は債権の放棄ができると。こういう理解でよろしいですか、確認をさせていただきたいと思います。

3点目は、審議会をつくるということを考えているということで、分かりました。

もう一つお聞きしたいんですけれども、これ長い間、ずっとこういう回収できる見込みのない債権ってずっと放置されてきて、累積で未収金という形で残っていると思うんですけれども、大体何件くらいあるものなんですか。

私は、こういうのは整理をしないと、町民の納税意識にも関わってくるよということは以前の議会で申し上げまして、今回こういう対応されたというふうに思うんですけれども、何件くらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

1点目の保証人の関係でございますけれども、議員さんのお話いただいたとおり、第6条の保全につきましては、連帯保証人等も含まれておりますので、必要な措置、これは連帯保証人への請求ということが大前提になりまして、その後、それでも保証人等が請求して払っていただけないというような場合の最終手段が、債権の放棄、第7条の規定になっております。あくまでも最終手段ということでございます。

それから、これまで長年、この事業を運営してきたわけなんですけれども、未収金、積み上がっております。単純に未収金という言葉ですと資産でありまして、いまだに納まっていない債権なんですけれども、これは決算上の未収金全てがこういった最終手段に当然該当するものではないという前提のおたしだと思っておりますけれども、あくまで未収金に至るまでに適正に管理をしていきたいと思います、最終的な債権放棄に至らないように管理していきたいと思いますという大前提がございます。

これを基に、この未収金の中で何件くらい最終手段に該当するおそれがあるのかというおたしだと思うんですけれども、そういった観点でお話しをしますと、あくまでこれは今現在のざっくりとした洗い出しの数字なんですけれども、上水道が一番多いと思います。上水道に関しましては、件数で言いますと1,100件ほど。これについては2か月に1回、水道料金については必ず債権が確定するものですから、人数で言いますと71人、1,100件で71人が最大数かなと思っています。

その中で、個別にこの条例の7条に照らし合わせて、本当に該当するかという評価を個別にしていかなければ

ばならないと思いますので、これはあくまでも最大値、この方について再評価をしていくという流れになると思っております。

それから、公営住宅に関しては、ちょっと件数は二、三十件だったと思うんですけども、人数については今のところ2人が該当するのではないかなというふうに思っております。

それで、具体的に7条の第1項の第何号に該当するのかなということなんですけれども、上水道で言いますと、第7条第1項第4号、71名のうち70名がこの第4号に該当するかなというふうに思っております。

失礼いたしました、3号です。すみません。第7条第1項第3号の「消滅時効に係る時効期間が満了したとき」というものに、71名のうち70名が該当し得りますので、再評価する必要があると思っております。

あと残りの1名につきましては、第7条第1項第2号、破産法等によりまして、「債務者が当該債権について責任を免れたとき」に該当する。

それから町営住宅につきましては、2名の方は3号に該当するかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 長年、ずっと徴収されなかったこれらの料金について、今回まとめて処分できるような条例の制定だというふうに理解しております。

この処分については、この条例が成立すれば、今後その作業を行って、来年の9月の決算議会の際に議会に報告をされると。今、話をお聞きすると、初回なのでかなりの数に上りそうだと、こういう見通しでよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

監査等の指摘もございますので、こういった条例を可決いただければ、なるべく今年度中に整理できるものは整理したいと考えておりますので、今ほど申し上げました人数が最大値ということで、その中から精査をしまして評価をしまして、不納欠損処分をしたいと考えておりますので、最初の年につきましては、おただしのとおりの処分額が多くなるかなというふうには思っております。

その処分につきましては、年度内に行ったものについては、当然、後の議会、決算審査を終えた後の9月定例会で報告するという流れになると思っております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、もろもろやり取りを聞いてある程度分かったんですが、これは各自治体、ほかの自治体でも結構多く結ばれている条例です。それでも、当町にとっても私債権管理条例というのは非常に重要な条例であるというのには間違いはないというふうに思っています。

それで、債権関係の基準を明確に定めるということは、財政運営の効率化、非常にここだと思っておりますけれども、効率化を図る意味では、非常に重要な管理手続であるというふうに、条例であるというふうに思ってい

ます。

それで、今もろもろの、いわゆる単純に権利の放棄をするということに安易にいくということじゃなくて、今までの過程、プロセスの中で、いろんなことをやりながら今、先ほど答えた1,100件ですか、それと30件が残ったというような形になっているんですが、その間にもいろいろやっているというようなことで、逆に言えば、私、執行側をかばうわけではないんですが、いろんな諸手続をやりながら、今現在1,100件なりなんなりが残っているということですので、逆に言えば、皆さん方は多分もうご存じのとおりだと思うんですが、ここに至るまでどのような動きをしていたか。督促から始まって、いろんなのがあると思うんです。20日過ぎたら何かを、督促をするとか、督促を発送したから15日の納期限をどうのこうのとかと、いろんな取決めがあると思いますので、再度、時系列的にこの辺の説明を言っていたいただければ、議会の皆さん方もそれで承知するんだというふうに思いますので、ぜひそこを教えていただきたいというふうに思います。

それから、今、2点目に、第3号に該当する方が多いんだよということで、いわゆる消滅時効のあれが出ていますが、こちらは2020年4月1日に改正民法ありましたですよ。それで、消滅時効のことも何か改正があったと聞き及びます。どういうふうな改正があったのか、分かるのであれば教えていただきたい。多分分かるでしょうけれども、そこをちょっと教えてください。

それから、先ほど私債権とは何ぞやという話がありまして、理解しました。

それで、公債権の中にも何か2種類あるというふうに私、聞いているんですが、これは事実なのでしょうか。公債権の中にも2種類あるということで、そちらのほうがもし分かるのであれば教えていただきたいというふうに思っています。

それから、1つ、以前にもちょこっと申し上げました。私ども、今年、監査委員の研修に行き、訴訟の話聞いてまいりました、研修等で。それで、いわゆる当町で限りある財政状態の中で、公平性の担保というのが一番の重要なところで、当然、債務者との丁寧な協議というのは必要なんだと思いますが、訴訟や支払い督促にて債務名義を作る予定などはあるんでしょうかということで、これは債務名義を作るとどうなるかということ、強制執行が可能になりますということですよ。この辺のところはどういうふうに考えているのか。ちょっと、これも第7条の趣旨とは反比例する部分はあるのかもしれませんが、その辺に対してはどういうような見解をお持ちか、そちらのほうもちょっとお聞きしたいということで、この3点お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

1点目なんですけれども、手続の流れといいますか、通常これまでも行っている事務の流れと、それから今後の条例制定後の流れも含めまして、ちょっと簡単にこんな流れになるかなというふうな内容をお話ししたいと思います。

まず、水道料金、それから公営住宅の使用料などの債権が発生します。債権発生させるために、当然債権を確定させる、いわゆる会計処理、伝票等あります。証拠書類等を含めまして整理しまして、会計処理します。これはシステムも含めて台帳登録になります。それから期限の管理がございます。これは納期限の管理です。

そして、さらには、期限まで入らなかった場合につきましては、規定によりまして督促状の発送といったものがあります。督促状には納期限を必ず指定して、ここでまた納期限の管理ということで、督促状の納期というのも重要になってきます。その後、納付されたかどうかの管理を行いまして、次の段階ですと、4点目にもお話ありましたけれども、強制執行なのか、それから保全処分、先ほどもありました、いわゆる連帯保証人への請求などですね。それから、保全処分の中には、回収できなくなるのを防ぐという目的なものですから、担保を取ることが通常ありますけれども、これは連帯保証人という形になります。

それから、保全処分の中には、裁判所が行う緊急措置ということで、仮差押えでしたり、仮処分というものがあるかなというふうに思っています。

次に、条例上でもありますけれども、先ほどの強制執行、保全処分の検討を行った後に、徴収停止、それから履行期限の延長、それから免除などの検討も行いながら、その状況が変わらなかった場合については債権放棄の審査、先ほどもお話ししました審査会を予定していますので、そういった審査会を経て、決裁の後に不納欠損処分等を行う。そして、議会への報告を行うという流れで、今現在、運用マニュアルのほうではそのように考えております。

それから、2点目ですけれども、第7条第1項3号の時効についてでございます。

2020年ですから、令和2年に民法が改正されて、時効についても改正されたと認識はいたしております。

時効の年数について改正もございました。具体的に、水道料金につきまして年数が変更となっております。水道料金、もともと2年だったものが、5年に改正されました。ただ、少し管理上、ちょっと面倒といいますかややこしいのは、令和2年4月1日以降に契約した人については5年、それ以前に契約して継続している方については2年ということで、時効の管理も2年の方と5年の方がいるというような状況でございます。

それから、公営住宅に関しましては、改正前と改正後で変わらず5年という時効となっております。

それから、3点目に、公債権の2種類の種類でございますけれども、公債権につきましては2種類の分類がございます。強制徴収公債権、それから非強制徴収公債権というものがあるというふうに分類されております。

上下水道事業、1つの事業といいますか、2つの事業を管理しておりますけれども、水道使用料につきましては私債権、下水道使用料につきましては公債権で、公債権の中でも強制徴収公債権に下水道使用料は当たります。

それから、4点目の強制執行についてでございますけれども、こちらにつきましては第6条のほうでも定められております、裁判所の関係ですね。そういった強制執行も、当然視野に入っております。先ほどの1点目の流れの中でも説明したとおり、当然そういった選択肢も持ちつつ管理を行っていくということでございます。

これまで私債権のこういった債権の管理につきましては、決まりがなかったものですから、いろいろ、担当課によってちょっと違ったりとか、担当者によってちょっと考え方が違ったりというところも出てくるというのありまして、今回この条例を制定しておりますので、今後、そういった決まった流れで行っていくということで考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） おおよそ分かりました。

それで、結局こういう条例が出来上がると、一番先に我々が第三者の目で見えて考えることは、本当に安易な権利の放棄がないかどうかと、ここの1点だと思うんですね。

いわゆる途中途中のプロセスを全部はしょっちゃって、全て権利の放棄のほうに持っていくというような形、そういうことはない。それで1点目にお聞きしました。こういう段階を踏んでやっているんだよ。それで、結果的にこの1,100件なりが残っているんだよということで、その間のご苦労は、管理業務も含めてそうなんですけれども、そういったものがあるんだということでお尋ねしました。

特に、住宅等については保証人、先ほど来からちょっとあれになっていますが、保証人のあれもあります。ですから、これは決められたとおり、決められたというか、今ほどの回答だと決め事がなかったという部分があるのかもしれませんが、何のために保証人を取るんだというところに、原点に立ち返ってもらって、そういった連絡その他は密に、これまで以上に細かくやって、そのやつを記録簿として残しておかなきゃならないと思うんですよ。この方に、例えば1,100件あるうちの1件の方については、こうこうこういうふうに、何年にこういうことをやると。何月にこういうふうにしたというようなことで、それが保証人への報告も含めて、そういったものをきちっと帳簿として残しておくということが必要だと思いますので、ぜひともその辺のところ、間、間のプロセスといいますか、その辺のところははしょらずにやっていただきたいなど。当然今もやっているということは私も理解するところですけども、ぜひお願いしたいということで。

それで、4点目にお聞きした債務名義の作成というものが、やるということなので、これは強制執行に持っていけるものですから、債務名義のほうもやるということで私、理解しましたので、ぜひともこの私債権条例は非常に重要な条例であることに間違いありませんので、今まで徴収の見込みがないものを毎年毎年更新して、それを事務管理していったのは相当なご苦労があったと思いますので、ぜひともこれを活用していただいて、逆に、先ほど言いましたように安易な権利放棄をしないような形の中でやっていただければ、非常に有効であるということはと思いますが、その中でも、ひとつ先ほど言いました安易な権利放棄と、プラス公平性の担保、これは絶対必要なもので、ぜひともその辺のところ2点を重要視していただいて運用していただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第47号 浅川町私債権管理条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 2点伺います。

1点目です。今回の改正で、議長、副議長、議員、それぞれ12月分の支給額が幾ら増えるのか伺います。

2点目です。10日に期末手当の支給という通知が来ておりますけれども、今回の改正分は、昨年同様、年内に追加支給ということになるのかどうか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

2点ございました。

1点目につきましては、申し上げます。

議長につきましては1万7,480円です。副議長につきましては1万3,742円、議員さん8名の方につきましては1万2,822円となります。

2点目につきましては、昨年と同様ですが、年内には支給したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 反対討論を行います。

我が町は住民税の所得割が出ないような低所得世帯が全世帯の約3分の1を占めています。令和5年度に住民税非課税で国の給付金の対象になった世帯というのが485世帯、均等割だけの課税世帯が116世帯でした。令和6年度に住民税非課税だったと追加認定されたのは31世帯、均等割のみは37世帯が追加になりました。全部合わせると669世帯が住民税の所得割を課税できない低所得世帯であります。約2,100世帯の3分の1です。

もともと所得が少ない上に、この異常な物価高です。数年前まで100円ほどだったものが130円、150円と当たり前のように値上がりをし、買い物に行ったら5,000円札がすぐなくなる。こういう状況に、生活していけないという声があちらこちらで聞かれています。

こういう町民の暮らしを見たら、引き上げないと生活できないというようなものではない議員の期末手当の引上げは、私はすべきではないと思います。

よって、本案には反対します。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第48号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第49号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありますか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 先ほどと同じように、三役それぞれ幾ら引上げになるのか伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

特別職3人いらっしゃいます。それぞれ申し上げます。町長につきましては4万3,585円、副町長につきましては3万4,902円、教育長につきましては3万2,660円。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 町長ら常勤特別職の期末手当は、議員とは違って生活給という位置づけかとは思いますが、引き上げないと暮らしが困るというものでは私は決してないと思います。困っている町民を優先し、自らの引上げは控えるべきだと思いますので、本案には反対をいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第49号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（水野秀一君） 起立多数です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第51号 浅川町地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 何点かお尋ねをします。

1点目です。

地域福祉センターを指定管理者に任せられるようにするというのが今回の改正だというふうに思うんですけども、説明の中でも指定管理者に指定したいのは社会福祉協議会に指定したいと、こういうようなお話でありました。

現在、あの地域福祉センター、誰が管理しているのかという点では、多分組織上ないですよ。以前の議会でも指摘しましたけれども、今、浅川町で地域福祉センターの管理者って誰もいないことになっている。地域福祉センターの所長を兼務している課長って誰もいないですよ。管理者がいないというのは異常な状況なんですけれども、それを、今回指定管理者を決めて指定管理、社協に任せようということでは、私はいいのかなというふうには思っています。

それで、1点目として、今まで社協には人件費相当分の補助金を出してきました。それとは別に指定管理料を払うということになるのでしょうか。それが1点目です。今まで同様、人件費相当分の補助金を出しつつ、指定管理料をまた別に払うということになるのか。

それから、2点目として、指定管理料って幾らぐらいを見込んでいるのか伺いたいというふうに思います。

それから、3点目として、指定管理すると管理料を払うわけなんですけれども、以前地域福祉センターには町の課長補佐相当職だったのですが1人派遣されておりました。その人件費と比べて、この指定管理料ってどうなのか。安くなるのか、高くなるのか、そこら辺何か見通しがあれば伺いたいというふうに思います。

それから、危惧するのは、やっぱりあそこに町の職員がいたときと違って、今度は社協に全部あそこを任せざるわけですから、町との連携、あるいは情報交換、こういうのが何か薄くなってしまうんじゃないかなというふうな懸念はあるんですけども、その点はどう対応されるのか伺いたいと思います。

それから、今回の改正の条文のほうなんですけれども、別表の改正があります。基本的には住民負担は軽くすると、こういう方向だというふうに思っておりますけれども、どういうふうな改正なのか、もうちょっと詳しくご説明を伺いたいというふうに思います。

それから、6点目になりますが、この機会なのでお尋ねしたいんですけども、町民の中からは、以前のように地域福祉センターのお風呂を使わせてもらえないかという声があります。これについてはどういう見通しなのか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課に説明させますが、一番最後の町民に風呂を使わせてくれというおただしがありました。以前、何十年か前は風呂を使っていたと思いますが、いろいろ感染問題とかありまして取りやめました。

私も、今後、しばらくの間は、まだ町民に入らせることはさせないと思います。させません。

あと4番目、これ町の連携、これはやはりしなければ、どんなことやって駄目だと思っています。

あと情報交換、やはり本当に町民の弱い方々が利用するところでありますから、これ全くもう指定管理者にしたから町が手を引くとか、私はそれは絶対ありません。とにかく町民が喜んで使えるような、そういう今までのことをやっていきたいと思っておりますので、連携と情報交換だけはしっかりやっていきたいと思っています。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから町長答弁あった以外の部分について答弁させていただきます。

まず、1点目の管理料は社協に今やっている補助金と別なのかというところでございますが、補助金は補助金で、そちらは3人分の人件費というところなので、今回指定管理料としては、別にまた維持管理費の部分で計上はしたいと思います。

簡単に説明しますと、やっぱり今の地域福祉センター費の部分、そちらが本当に福祉センターの生の維持管理の部分の経費の金額ですので、その辺から金額は算定したいなと思います。

それは2点目の関連になるんですけども、それに伴いまして、今現在の人件費は別に補助金で出ていますので、地域福祉センターの単体の今現在の7年度の部分については人件費は入っておりませんので、その分の金額、大体700万から800万程度の維持管理費が毎年かかっておりますので、その部分の中でどのぐらい維持管理費がかかるのかというところを改めてもう一回算定しまして、大体700万前後だとは思うんですけども、その辺は大体指定管理料として予定はしたいと思います。

あと、3点目の人件費の福祉センター費、維持管理の分を、前は福祉センターに職員がいた部分と比べて高くなるのか、低くなるのかというところだと、人件費の分だけ別に福祉センター費で言えば低くなりますので、人件費が入っていない分、いたときと比べれば若干は低くなるのかなと考えています。

あと、5点目ですか、別表のところ、新旧対照表をちょっとご覧いただきたいと思うんですけども、こちらなかなか飛び飛びになって分かりにくいかなと思うんですけども、まずはどのように変わるのかというところが一番、16ページ、別表1というのが、これが新しくなる別表でございます。

もちろん町内に有する方は無料、町外の方は1時間当たり、集会室でいうと500円、相談室及び軽作業をしている小さい部屋なんですけれども、こちらについては1時間当たり150円というふうに設定をしました。

以前と比べてどう変わるのかというと、以前は別表の2と3というのがありまして、別表2で入所料という

のを取っていて、それから別記3のほうで時間当たり出た分は取っていくというような二段構えの料金体制だったんですけども、ちょっとなかなか分かりにくいというもので、別記1のようにシンプルに、もちろん町内の人は無料に全部しましたので、そういうことで、町外の人から料金を取るんだよという料金表になっております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 大体分かりました。

お風呂の件は、衛生上、感染症等の問題があるので利用させないと、こういう姿勢を今後も取っていききたいということですね、分かりました。

逆からいきますけれども、別表に関しては、現在の規定って本当に見てもよく分からないんですね。お金取られるのか取られないのか、どういうふうにしたら取られるのかというのが。それを今回シンプルにして、町民の方が利用する場合は全て無料ということで、町外の方は500円頂くということなんです。

ここで、もうちょっとお尋ねしたいんですけども、石川郡の5町村では公共施設の相互利用ということで、例えばグラウンドとか体育館とか使った場合には、お互いにそれぞれの町民、住民と同じ値段にしましょうよということでやっていると思うんですね。

この地域福祉センターに関しては、それが適用になるんですか。それとも、協定の中にはこの施設は入っていないので、例えば石川町の人が利用する場合は500円頂きますと、こういうふうになるんでしょうか。その点を伺いたいと思います。

それから、やっぱり町長もおっしゃった地域福祉センターと町との連携、情報交換、これは本当に大事ですよ。利用者の声が全然町のほうに入っていないということになったら、これ苦情が出ているのに、そのまま放置されるということにもなりかねないので、これをきちんと対応していただきたいというふうに思うんですけども、方法としてはどういうことを考えていらっしゃるんですか。それともこれから考えるんですか。連携や情報交換を密にする具体的な方法、それについて現在あれば伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私はここ数年、週に1回ないし2週間に1回はなるべく顔を出すようにしております。

そして利用者さんたちと、これもまた同じ答弁になるかもしれませんが、お話をしたり、歌を歌ったり、ちょっとゲームをやったりしております。

そういう中で、やっぱり私が行けば皆さん喜んで、もう帰るんですかという声も聞いております。皆さんもこれ、8番議員にちょっとそういう情報が入っているか、入っていると思いますが、町長が頻繁に来るのは、本当に珍しい町長だって私、言われているんですよ。そういう中でいろんな声を聞いて、本当に不満とか何か設備ありますかと言ったら、以前8番議員さんに言われた電動チェアですか、マッサージの。あれ私、口約束しておいて、ちょっと自分で忘れていまして、それを議会で言われて、ああそうだったんだということで、やはりそういう町民の小さな声、利用者の声を聞いておりますので、自分なりにやっぱり生の声を聞くのが一番だと思っておりますので、そういう小さなことを今後も私が町長でいる限りはやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから補足させていただきます。

施設の郡内の協定という部分なんですけれども、こちらは恐らく郡内の体育施設だけかなと思いますので、グラウンドとか、例えば体育館とか、そういう部分だけかなと思いますので、今回は福祉センターに関しましてはそれは別で、郡内でも他町村であれば取るようになるのかなと思っております。

あと、町長補足の答弁ですけれども、1点目の連携、これは指定管理委託したからといって野放しではなくて、最終的には年1回報告書というのは提出してもらうようにはなりますけれども、それ以前に、毎月、電気料の状況とか、水道料の状況とかは月次把握して報告していただくようにしたいと思いますので、そういったことで連携体制ですか、取りたいと思います。

あと、社協の事務局でも、今現在もそうなんですけれども、毎日のように役場には1回来て、いろいろ町長と打合せをしたり、あと我々のほうに事業の打合せとかもありますので、そういう話で連携は日々取れているのかなと思っておりますので、そういうのを継続して続けていきたいなと考えているところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第51号 浅川町地域福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第52号 浅川町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第52号 浅川町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第53号 浅川町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 条例改正の中身というよりも、ちょっと質問したいんですけども、目的のところ、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地ということで、おおむね浅川町の田んぼ等を見回すと、もう該当しないところはないのではないかなということなんですが、やはりこういう火入れの条例というのがあるにもかかわらず、秋になれば田んぼの周りで火を入れて刈り取った稲等を燃やしている現状を見ているんですけども、それきちんと消防署に届出を出しているという方が年何件ぐらいあるのか。

それと、やはり近年、日本各地で大火が起きております。やはりそういうのを未然に防ぐという意味からも、もし火入れをするのであれば、きちっと消防署に届けを出して、ルールを守って行うということの徹底、そちらのほうを行っていただければと思うんですが、その点に関して回答をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきますが、私も昨年、今年と、どこかでたき火しているとか火入れしていますよという連絡が私に何件も入りまして、それでバイクで行きました。

それで、消防署のほうに連絡したんですかと言うと、いや消防署連絡したことないよなんていう、そういう人も本当におります。そういう中で、今はこれ危ないからということで、確かに1人じゃないんですよ。二、三人でやっているんです。やっぱり、もし自分がもしあましたら大変だなということで、二、三人でやりました。それが本当に、3件ありましたか。やはり、あと連絡した方もおりますが、とにかく皆さん注意して火入れしているのは間違いないと思っておりますので、もし今度無断でそういう火入れすれば、私もちょっと一言言いたいなどは思っておりますので。

それで、消防署に連絡しなくちゃいけませんから、何件消防署のほうに連絡行ったかは担当課より説明させ

ていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、1点目についてお答えいたします。

火入れの許可の申請ですけれども、大体ここ数年平均しますと五、六件だというふうに把握しております。

それから、消防署への届出についてなんですが、町のほうに基本的に届出をしていただいて許可することになっておりますが、併せまして消防署のほうにも連絡していただくように、直接行っていただくように指導しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 分かりました。そうですね、町長、やっぱり町長のところに電話が入るということは、やはり何かを、危険だなということを訴えたい方が電話していると思います。本当に対応していただいていること、感謝申し上げます。

やはり、農業委員会さんを通じて周知の徹底をすることによって、そういう火災等が防げるといいますので、引き続き啓蒙活動ですか、そちらをよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 大体分かったんですけども、町に届けがある火入れの件数って、年に五、六件という理解でよろしいですか。

この火入れに関する条例を見てみると、火入れの場合は0.5ヘクタール以下の火入れのときは10人以上、人を配置しないとイケないよと、1ヘクタールまでは15人以上と増えていくんですね。だから、田んぼの残りわらを燃やそうと思ったときも、これは火入れに該当して、10人以上人がいないと、これ燃やすことできないと、こういうことなんですか。

私、この火入れ条例というのがそもそも分からなかったもので、今回条文を見て、ああこういうものなのかというふうに思ったんですけども、その辺がちょっと分からないので伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） お答えいたします。

議員さんおただしのとおり、条例上、そのような決まりになっておりまして、森林火災対策協会のほうで火入れ作業の手引というものを発行しておりまして、そちらのほうを参考にしまして条例のほうも制定しておりますが、そちらの手引のほうを見ましても、やはり必要な人数におきましては条例どおり、書いてあるとおりなんですけれども、この人数が望ましいということにはなっております。

ただ、火入れの許可の申請を見ますと、全てが、例えば消防団とかで許可の申請を出した場合にはそれなりの人数はおりますが、消防団で野焼きをする場合とか、河川の堤防の野焼きをする場合なんていうケースもあるとは思いますが、ほとんどは田んぼにおきまして稲わら等を処分する害虫駆除とかが多い状況にありますの

で、こちらのほうからは、許可する際には望ましい人数についてはお伝えし、注意して火入れをしていただくように許可をしているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 毎年、大体五、六件ぐらい、町にこの火入れの届けってあるんですか。そのたびに、最低10人以上は確保してやってくださいねというふうに言っているんですか。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） お答えいたします。

害虫駆除等につきましては、個人の方が申請してくる場合がほとんどですので、望ましい人数についてはお伝えしますが、実際は2人、3人というケースが実際でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） この規定があまり現実的じゃないというふうに思うんですよね。0.5ヘクタール以下の火入れは10人以上、人がいないとやっちゃ駄目だという話なんですけれども、今、田んぼのちょっと残ったわらを燃やすのに10人以上、人を集めてやってくださいというのは、何か現実的じゃないような気がするんですけれども、別に無理強いしているわけじゃないですよ。そこは確認して終わります。

○議長（水野秀一君） ほか、6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今、言われた8番議員の話なんですけど、私も住宅が浅川町を見下ろすところにいますもので、実は朝6時、明るくなってから、農家の方が今、作物作ってもう枯れたやつとかそういうのを、今言った5件か6件、年間の話していましたが、ほとんどこういう天気の良い日は、毎朝どことなく煙出ています。昨日もうちの前辺りも、田んぼをうなう前に取り損ねた稲わら燃やしたりしてやっぱりやっているの、その辺の臨機応変はそれは分かると思いますが、でもやっぱり1つ言えるのは、周知徹底ですね。やっぱり今、こういう状況なので。

私も、実は田んぼでわら燃やすときに、今の農政課長のところにも行って、消防署に行って、2か所回って許可もらいました。そうしたら、何て言われたかという、いややっぱり議員様になると来るんだねなんて。いや、本当の話ですよ。ほかの人は誰も行ってないということじゃないですか。だから、その辺はやっぱり、我々広報あさかわなり、議会だよりもこういうことがあったんだということで、少し議会のほうでも出してもらったりして、やっぱりもう少し周知徹底してね。

ただ、先ほど8番議員さんが言ったように、5畝とかそのぐらいで10人というのは、ちょっときついななんて、なかなか消防団でも今、1つの部落で10人は集まらないものですから、その辺も少しちょっと、一応建前としてそれはいいと思いますので、ただ必ずそのときには水とか火を消せる道具とか、そういったものの周知徹底してという、そういうことだけやってもらえればいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第53号 浅川町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎答弁の追加

○議長（水野秀一君） ここで、先ほど議案第46号でありました8番、上野信直君の質問に対する答弁を教育課長よりさせます。

教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、先ほどの質問にお答えいたします。

保育部につきましては、今のところ規定はございません。それから実際、申出もないということで実施はしてありませんが、今後、令和8年4月から実施されることも誰でも通園制度と併せて規定の整備をしたいと考えております。

あと、幼稚部につきましては、浅川町預かり保育実施要綱というものがございまして、そちらのほうに通年利用と一時利用ということがございまして、幼稚部のほうにつきましては一時利用も可能であるというところ です。

以上です。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第54号 浅川町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第54号 浅川町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例についてを
起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第55号 浅川町空き家対策審議会条例の一部を改正する条例についてを
議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第55号 浅川町空き家対策審議会条例の一部を改正する条例についてを起立によっ
て採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、議案第56号 令和7年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目として、5ページの町民税、固定資産税、町税の調定額で増えたということなんですけれども、この増えた理由、特徴を教えてくださいと思います。

それから、2点目ですけれども、23ページの図書館費で、会計年度任用職員1名分の費用が減っておりますけれども、これはあそこで働いていた人が1人減ったのかなというふうに思うんですが、運営の点では問題はないのかどうか伺いたいというふうに思います。

それから、3点目なんですけれども、今いろいろマスコミでも騒がれている重点地方交付金の使い方なんです。お米券がどうたらこうたらという話がよく出ていますけれども、この重点地方交付金、浅川町への交付限度額というのは大体幾らぐらいだというふうに推計されているのか。それと、この活用方法は大体煮詰まってきたのか伺いたいというふうに思います。町民の方からは、お米券は駄目だよという話がありますので、どういう状況なのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これも詳細にわたりますので、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、町民税及び固定資産税について、調定の補正の増えた分をご説明いたします。

まず、個人町民税につきましては、令和6年中の所得が大きく伸びたためでございます。5年度の総所得にしまして約80億でございました。それが令和6年度には83億に伸びております。特に農業所得として、5年度1,000万程度だったものが2億4,000万に、約24倍に農業所得のほうが大きく伸びております。これが個人町民税の増えた理由でございます。

次に、法人町民税につきましては、複数の事業所におきまして、所得に応じての法人税割が大きく伸びたためでございます。特に、町内の規模の大きな事業所におきまして、大きく法人税割が伸びております。

続きまして、固定資産税の伸びた理由についてですが、こちら理由が2点ほどございます。

まず1点が、令和6年度に建築された家屋につきましては、評価額が高いもの、いわゆる課税標準額が大きいものが多かったためと、もう一つ、償却資産におきまして、ご存じのとおり償却資産につきましては年々新たな設備投資がなければ落ちていくものなので、ある程度の設備投資は加味して落ちていくものとして計算しておりましたが、前段の法人町民税の伸びと関連してだとは思いますが、法人の業績がよかったため、設備投資が多く、課税標準額が5年度から大きく減ることがなく、ほぼ横ばいとなったためでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、2点目の質問にお答えさせていただきます。

10款6項4目図書館費ですが、こちらが図書館長の人件費の減額となります。図書館長は、今年の4月から公民館長と兼務となっておりますので、減額としたところでございます。

それから、運営に問題がないかという点につきましては、こちらのほうは今のところ問題はございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から3点目について答弁させていただきます。

いわゆる臨時交付金の件ですが、今、総務課が取りまとめとなっておりますが、担当のほうで試算しておりますが、あくまでも概算ですけれども、9,000万から1億弱の予定をしております。

用途につきましては、管内の情報収集を今現在しております。石川管内の情報を聞いてみたんですが、今のところ、まだ煮詰まっていないところが多々ございます。臨時会が必要かということも当然ありますし、我が町につきましては、年内に何を具体的にするか、町民の方に納得していただけるようなことをするか、よく議論を庁舎内でもしまして、年内には煮詰めて決定をしたいと考えております。今時点の話です。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ページで16ページ、農業費の3目農業振興費の18節になりますけれども、新規就農者支援事業補助金については1名ということでお聞きしておりますけれども、就農状況について詳細教えていただきたいのと、その下の農地流動化推進助成金については、新規就農に伴う農地の借用の交付金としてなのか、これも確認させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

新規就農者支援事業補助金につきましては、12月に新たに55歳以下の認定農業者を認定したことから、1人分の不足分50万円のほうを計上するものであります。作目につきましては、水稻でございます。

2点目の農地流動化推進助成金250万円の補正につきましては、認定農業者や新規就農者に農地中間管理事業を活用した貸し借りをした場合に、契約年数に応じて10アール当たり2,500円から1万円を出し手と、それから受け手と双方に助成するものであります。今年度につきましては染の基盤整備の再契約が多かったことから、不足分を計上するものであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 何点かお伺いしたいと思うんですが、まず8ページ、2、1、1の12に委託料あるんですが、産業医の委託料2万4,000円、少額ではあるんですが、期の途中で変わっている。当初24万の産業医委託料だったと思うんですが、なぜこれが補正で上がっているのか、ちょっとお聞きしたいなということです。途中で変わるというのは、業務内容の変更だとか、それから法改正があったとか、いろんなことが想定されますけれども、どのような理由だったかお聞きしたいと思います。

それから、14ページに、4、1、7、14ですか、保健センターの工事請負費で、これエアコンの更新だよと当初、1日目に説明を受けました。

そのとき、ちょっとうっと思っただのが、30年を経過しているということで、こういった公共施設の更新、計画的な維持管理が必要だと思いますし、エアコン、我々の常識からいくと大体10年、製造の部品も含めて10年ぐらいしかもたないんだよと。それで更新していく、省エネの意味合いでも。特に当町はいろんな、ゼロカーボンシティとかそういうもので宣言していますし、省エネに関しては非常に注意しているんだと思うんですが、30年経過したものを更新して150万計上しているんですけれども、どういったことでこれは30年までお使いになって、使えるから使っていたんでしょけれども、公民館みたいに取り替えて2,000万ほどかかったという事例もありますので、常日頃からの入替えというのは、維持管理というのは必要なんじゃないかなという意味で、ちょっとこの辺の詳細をお聞きしたいなというふうに思っています。

それから、全体的なことになるんですが、給与関係です。通常であれば、人事異動による各課のプラスマイナスというのは、もともと9月補正なんかで示されてよく理解できたんですが、今回は人事委員会の勧告等含めてごっちゃになっていますので、非常に分かりづらいというか、我々ではどこがどういうふうに入れ替わってどういうふうになっているんだろうというのが非常に分かりづらいんですね。それで、給与明細費の増減等の明細もあるんですが、人事委員会の勧告による増額分と異動による増額及びその他の増額に分けて金額をお伺いしたいということで、それを1点。

それから、個別に見ますと、超過勤務手当が940万ほど計上されています。これ、大きな理由を併せてお伺いしたいというふうに思っています。

それから3つ目に、個別に見ますと、総務費の一般給料を見ていただくとよく分かるんですが、一般職で給料が413万8,000円補正されています。それで、下の共済組合負担金も160万という補正がされています。これ、非常に高くないですか。何%で見ているのか、ちょっとその辺も確認したいというふうに思っています。

それから、こども園の給料なんですけれども、一般、任用職員のところで総額413万補正されています。所属の職員は4名です。年で見ると1人当たり108万ほど補正組まれているという形になるんですが、どういう意味合いでこういう金額になっているのかをお伺いをするのと同時に、幼稚部、保育部を個別に見ると、ほとんどが減額なんです。プラスがないんですよ。ほとんど減額になっているんですが、これもちょっとよく分からないので、人事委員会の勧告等を含めれば相当の金額になるんじゃないかなというふうに予想するんですが、大丈夫なんだろうという質問です。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君、

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 私のところに総務関係、何点かございますが、順を追って1点目のみまず答弁させていただきます。

こちら、産業医の2万4,000円なんですけど、これ後で発覚したことなんですけど、契約に月2万で消費税分抜けていまして、そちらで4月1日で契約はしているんですけども、計上させていただいたというのが現状です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから2点目、14ページのエアコン、工事請負費150万というところですけども、これは機能訓練室のエアコンが実際2台、埋め込み型のがございます。そちらの1台が故障したというところで、今回入替えの工事で150万ほど計上しましたけれども、エアコン、30年以上たっているというところで、計画的な更新というのはやっていませんので、壊れるまで使うという形で今までどの施設も来ていると思いますので、そういった形で不具合が来たらちょっとずつ交換していくというところで、今回も幸いといいますか、配管はそのまま使って、リモコンとかエアコン本体を入れ替えるのみで済むような工事の内容となっておりますので、今のところ、本当は更新の計画とかあって計画的に入れ替えていけばいいんでしょうけれども、今、いろいろ財政状況とかを鑑みますと、取りあえず使えるまで使って、徐々に修理して、公民館のように全体的に故障というふうになれば、全体的には入替えというのはあるとは思いますが、使える部分は使っていくというところで、今回は1個ずつやっていくというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から3点目について答弁させていただきます。人勤、それと超勤です。

まず今回、前に5番議員さんからご指摘ありました9月で例年やっていたのがなぜだということで、前議会で答弁いたしましたけれども、今回から12月の1回で補正をかけております。人勤とそれ以外の今回の人事異動あるんですが、区分けはしているのはしております。給与明細費の26ページ、ご覧いただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

一番上に表ございます。職員手当の表がありまして、先に手当のほうを申し上げますね。

手当につきましては、扶養手当は人勤、住居手当は人事異動、通勤手当は人事異動、あと超過勤務手当の人勤分は約250万、それと宿日直手当は人勤、管理職手当は人事異動、期末・勤勉手当は人勤、寒冷地も人勤、退職手当も人勤と、このようになっております。職員分につきましては、こちらにつきましては8割方が人勤分となっております。

それと、超勤の考え方なんですけど、昨年度も5番議員さんにご指摘いただいております。超勤なんですけれども、当初、給料月額4%で計上しておりました。今回の補正なんですけど、今年度4月からの実績と、あと昨年度、令和6年度の実績を見込んだもので計上させていただきました。

なぜだということございましたが、主な理由としましては、ご存じのとおり今年度、町は町制施行90周年ということで、各種イベントございます。そちらが土日集中しておりました。平日の夜の残業とはまた別の金額

で、土日で来ますので割高になっております。そういうのも含めまして、超勤の金額が上がっているのは実情なんです。ロードレースにしる、あとイベント等、あと選挙もそうなんです、そちらがございました。

改めてなんですけれども、この超過勤務なんです、今回このような金額計上いたしました、町としましては、今後、超勤の削減のアクションプログラムというものをこれから作りまして、全庁一丸となって超過勤務を極力減らすように、土日のイベントをなくすということを言っているわけではございません。あくまでも本当の事務で残っている残業のほうなんです、こちらをよく中身精査して、例年どおりの金額上げることじゃなく、今後、超過勤務につきましては減らす方向で考えてはおります。これからプログラムを組みたいと思っております。

それと最後なんです、人件費、2、1、1で413万8,000円とあります。こちらにつきましては、人勤と人事異動分となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、こども園関係のほうでお答えさせていただきます。

まず、1目こども園費の人件費についてですが、昨年度、こども園の事務として正職員1名おりましたが、今年度は会計年度任用職員がそちらの事務のほうに異動となりましたので、その方の分1名。

それから、幼稚部につきましては、昨年度正職員で7名在職というところが、今年度は6名で1名の減。

それから、保育部につきましては、昨年度会計年度職員8名在籍でしたが、今年度6名ということで、2名減となっておりますところを、10月から会計年度職員1名採用で、10月からは7名の在籍となり、そちらの人件費となりますが、昨年度と比較しますと2名減、10月から1人採用という形で減額となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 給料関係は別として後であれしますけれども、1点目の産業医委託料に消費税が抜けた。これは契約書を、請求書はあるんですよね。補正ということは、請求書来たんだけど、払っていなかったということの理解でよろしいのでしょうか。一般的に契約書を結びますよね、年初に。もう一個更新なら更新で結びますよね。本当に消費税が抜けていたというこの理由がちよっと僕は信じ難いんですけれども、請求書来ていて、契約書も結んでいるとなつて、なぜ12月の補正でこの消費税分を払わなければならないのかと。

そうすると、産業医の先生も相当にあれですよ。まあお金持ちなのかもしれませんけれども、消費税分は要らないよという感覚でずっといたんでしょ。支払い月がどうなっているんだかちよっと分かりませんけれども。

それから、2点目の工事請負費の150万なんです、これ結果的には使うところまで使うんだという回答でした。どうなんでしょうね、最適化で今、進んでいる状況の中で、今後もこういった状況が続けていくおつもりなのか。その結果が、今、最適化で非常に苦労しているという部分あるんじゃないでしょうか。こういう設備やその他もそうですよね。使えるところまで使って、壊れたら、じゃそのとき一気に吐き出せばいいと。結局は同じような費用がかかるんじゃないでしょうか。もしくはそれ以上に高くなることもあり得ますよね。ですから、これはやっぱり計画的に、今後はぜひやっていただきたいなというふうに思います、私は。

それで、給与関係なんですからけれども、これ非常に分かりづらくて、多分答弁しているほうも理解できていないんじゃないでしょうか、ある意味。多分そうだと思います。

実際の補正が人事異動間のやり取りをやるんだったら、本来であれば6月ぐらいの補正で組んでもいいはずなんですよ、分かるんだから、確定しているんだから、人事は。それに対しての予算づけも決まっているんだから。だったら、それを9月にしないで、12月にした理由が分からない。意味が分からない、ただごちゃごちゃになるだけじゃないかなと思っています。

それで、今、超過勤務の940万のあれがありました、プログラムを組んでどうのこうのという話したけれども、超過勤務は、そもそもが所属長が許可したものに対してやっているはずですよ。それ以外は職員の自由勝手にはなっていないはずですよ、今だって。それを改めてやるということは、無駄な残業が多いという意味合いでよろしいんですか。

私は、働いた分は払うべきだと思うし、実質的に払わなきゃならないと私は思っていますので、そういう運用管理が問題だとすれば、プログラムを組むというよりは、各職制、課長さんたちの指導がきっちり行き届いているかという話になるんだと僕は思いますよ。

払うべきものは払ってやるべきだと思うし、私は、先ほどの超過勤務増えたという理由がどうも納得できないんですね。だったら最初から予算づけしておくべきだし、4%じゃなくて、当然90周年等の式典も年初には決まっているわけでしょうから。こういった行事をやるよと、土日に多いよ、分かっているはずですよ。それまで加味して、通常は予算計上するんじゃないでしょうかというのが私の率直なところですよ。

それで、90周年等の今、話が出てきたのでお尋ねしたいんですけれども、90周年に関わった費用その他を後でまとめるということをごなされるんですか。人件費も含めて、それから式典にかかった費用だとか、いろんなこともろもろも含めて、いろんなところで各課横断でいろんなことをやっています。いろんなことをやっていただいて、浅川のアピールをしていただいています。それにかかった費用というのもそれなりにつくでしょう。そういったものをまとめて、最後のところで報告か何かあるんでしょうか、それに対して。それをまとめるか、報告は別としても、まとめるのかどうかお聞きします。

それで、3番目にちょっと質問しましたけれども、総務費の一般給料が413万で、共済組合負担金が160万と。これは対じゃないんでしょうかということで質問させていただきました。何%で見たんですかということをお聞きさせていただいたので、その分の回答がまだ来ていないので、それも併せてお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から再度答弁させていただきます。

改めて、答弁漏れ、大変申し訳ございませんでした。

るございました。

まず、1点目なんですけど、契約はしております。ほかから流用しておりましたので、ここは来年度のためにはと思ひまして、産業医の契約の予算額を確定させたところでございます。

それと、確かに5番議員さんおっしゃいます、もっと早く、12月じゃなく9月、もっと早ければ6月ということあったんですが、我々、こちらでもいろいろ議論はしました。あと、もう一つは、以前から県の人件費の異動の予算の組み方等も聞きまして、12月一発だということがございましたので、今回やってみたくはすけれ

ども、議員さんからそういうご指摘ございましたので、今後、こちらで、各議員さんのほうで分かりやすいような予算の組み方はしたいと思います。よく議論をさせていただきます。

それと、超勤なんですけど、こちらで無駄に残業やっているとか、そういうことはないんです。ないんですけども、先ほど来申し上げておき、どうしても土日の出勤、あと仕事に担当によっては波がございます。月1回の安全衛生委員会開いているんですけども、そちらでも議論してまして、各課でどのような担当が残業が多いのか、職種、なものですから、今後、この件につきましては、毎回議論になってご指摘を受けておりますので、あともう一つは職員の意識改革も必要だと思うんです。もう本当は8時半から17時15分で、定時上がりとかやりたいのは当然理想なんですけれども、なかなか部署によりましては難しいところは現状なんです。

5番議員さんおっしゃるように、超勤やるなどかそういう話ではないとは思いますが、私もこの立場でいろいろ見ていると、なかなかやはり超勤せざるを得ない。そしてもう一つ言えば、慢性的な職員の不足というのがあります。それともう一つは、浅川町に限っての特殊事情で、私の町は職場の年齢がどうしても若くて、やっぱり経験浅くて、仕事やるのに時間かかっているのは実際のところでございます。そういうのも加味しまして、サービス残業はこれは当然やってはいけないことなので、どうしても今、実績ではつけていますけれども、改めて申しますけれども意識改革は必要と思います。

それと最後、今年度、議員さんにもご臨席いただきまして、式典自体は終わりました。ただ、90周年というのは今年度1年間進んでおります。最後になりましたら、精算なり実績なり、それはつくる想定は総務課ではしておりました。

つたない答弁でありましたが、以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、2点目ですか、私のほうから答弁させていただきます。

まず、エアコンの入替え、今後計画的に一気にという話ですけども、ご存じのとおり町の建物は古いものもでございます。そして、この庁舎のエアコンもそうですけれども、初日につかなかったとかいろいろありましたけれども、その辺は全庁的にちょっと計画となれば検討する必要がある等ございますので、その辺は議員さんのご意見参考にして、全庁的にどういうふうに取り組んでいくかは、そういう機会があれば話していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁漏れございました。

総務費の件なんですけど、リンクしております。そちらは人勤と人事異動による分でした。

それと、当初に対しての比較なんですけど、約13%の増となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そもそも論になるんですけども、先ほどの産業医委託料の件も含めてなんですけれども、いわゆる一般的な予算書、これは補正ですけども、当初の予算書というのは税込みですか、税抜きです

か。改めて聞くのも何か変なんですけれども、お聞きします。

それと、工事請負費については分かりました。ぜひ、その辺のところは全庁的に、今後の維持管理も含めて、どういったタイミングで更新するのかということも含めて協議していただければというふうに思っています。

それで、結局、給与関係についても、答弁聞いていると、いつもの切れがないです、答えにね。ということは、いろんなものが、いろんな要素がごちゃっと入っているがために、多分できていないんだと思います、ちゃんときちっとした。

我々だと、我々というのはちょっと変なんですけれども、横軸があつて、縦軸があつて、こういうふうなことで、トータルでこれだけの金額が決まりましたよと。いろんな要素をここにはめ込んでいくんですけれども、それで最終的に何千万補正かけますよというような形になるんだと思うんですが、その縦横の表が、マトリックスがすごく使いづらいとか、つくりづらい。変な言い方すれば、つけれないという状況になっちゃっているんだと私は思います。

何でもそこに合わさっちゃうものですから、小さなところが全部そこに含まれていくということで、トータルのにはどんどん金額が膨らんでいく。それはいろんな要素があるんだと思いますけれども、膨らんでいくという。ただ、個別にいうと、先ほど来から答弁漏れしていました一般職の給料が413万8,000円補正されました。それで160万の共済組合負担金が増えましたよと補正組んでいる。これ合わせると38.6%ですよ、アップ率が。アップ率というか、38.6%充当しているんですよ。これちょっと私は理解できない。通常は13%ぐらいじゃないんですか。私の計算が間違っていたらあれなんですけれども、通常だと13%ぐらい。それが38%の補正組んでいるということは、ほかの理由も何かあるんじゃないでしょうかということなんですよ。

給料というのは、1対1の関係でいきますので、当然補正組まなきゃならないのは組まなきゃならないです。これは当然です。ただし、その運用等を間違えて、違うところで浮き上がってこない問題があったものを、全部そっちのほうに加味していっちゃうと、トータルだけがどんどん膨らんでくるという形になりますので、ぜひそのところだけ、ここだけ教えてください。私もちょっと。

2点目、この予算書というのは消費税込みなのか、それとも消費税抜きなのか。それか、もしくはプラスは人件費の38.6%ぐらいになるんだけど、ほかの理由があるんじゃないですかということをお聞きしています。2点、お願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から再度答弁させていただきます。

産業医なんですけれども、その前に、まず契約は税込みで計上するのが当然でございます。

産業医なんですが、我が町、産業医の先生、石川町の医師、毎年委託をお願いしております。

実は、こういう事情がございました。令和6年度までは税込みで24万円で、私も毎年度当初、産業医の先生にご挨拶がてら伺います。今年度もそちらでよろしいですかという話したならば、税別にしていただけませんか。実はそこで出た話だったんですね。

最初は補正でなくて、委託料の中でどうするかという話あったんですけれども、来年度比較したときに、今度金額変わってきます、税込みと税抜きでは。ですので、今回改めて、今の時期になっちゃったんですが、そのようなことで消費税分を補正しまして、来年度は26万4,000円で計上したいと思ひまして、その前段とし

てこのようなことを、今となれば何だということになるかもしれないんですが、そのようなことで今回補正をさせていただきます。

それと、5番議員さんからるございました。確かに複雑極まりないところはございます。金額、この算出の仕方も、確かに5番議員さんおっしゃるような算出方法をすればいいんだかもしれないんですけども、なかなかこれ財政の中でも毎回議論はしております。なお、機会を見まして、例月監査の際とか、監査委員さんの立場でよくご指導いただきたいと思っております。

試行錯誤ではないんですが、やはりどうしても予算書、給与費明細書の中身を見ますと、これがはっきりしていないところが確かにある、不透明な部分はあるかもしれないです。今後の検討課題にさせていただきます。

それと38%なんですが、こちらはよく計算しまして、当初の13%ではなく、今回の5番議員さんからるご指摘いただきましたけれども、このことは持ち帰りまして、よく課内で議論させていただきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 産業医の件については、これ産業医というのは、消費税云々というのは非常に難しいところがあって、医療法人ですので。それによっても変わります。課税するかしないかというところで問題になります。ただ、産業医の方が、例えば石川の先生ですよ、その方が個人的に来ている場合、産業医の資格を持っていますので、その資格で個人的に来た場合には消費税は当然かかります。

今までが、私が記憶している分では12万。それから24万になって、それから26万4,000円になったということで、これが短期間で、過去3年から4年の間にこれだけ値上がりしているということですよ。じゃその辺も含めて、今後どうするんだということをはっきりしておいたほうがいいと思います。

じゃ、何をやらしてもらおうんだということです。実態のないところで26万4,000円だけ支払っていると。これは問題だと思いますので、産業医としての役割をきちっとやっているんですかねというのが逆にあります。

それで、需要と供給なんですが、供給側が非常に今、先細っています。産業医の資格持っている先生というのはそんなにいない。多分、石川管内ではタドコロ先生だけだと思います。個人名出してあれなんですけれども。……いるんですか。ああ、いるんですか。中にはそうなんだと、これから取っている方もいます。

ただ、産業医の資格の中にも2種類か3種類あるというふうに私、記憶していますけれども、そういった面で非常に貴重な先生だというふうには思っていますので、ぜひともその辺のを支払わないとか、通常、産業医という、結構安いです、浅川町は。結構かかりますので、100人以上の産業医さんになると、大体何百万という数字になるはず。その代わり、やらしてもらおうことはやらしてもらっていると、きちっと。それから、巡視とかも含めてやらしてもらっているというのがありますので、その辺のやっただく中身の問題もあるし、手当の部分もあるんだと思いますので、ぜひとも今後検討していただきたいなというふうに思っています。

それで、先ほどの給料関係のことなんですが、もろもろ今ありましたので、それで今回のことについては了としますけれども、なかなか総務課長が上司、副町長、町長に説明するときも説明しにくいし、多分理解するのはすごい困難だと思います、これは。理解していないと思われ。私も分かりません。どういうふうにしていったらどうなるのか。いわゆる人員表を、私、人員表から配置して見るんですけども、それでもちょっと分かりづらいです。非常に分かりづらいので、なかなか説明しづらいたらうなと思いますので、簡単にま

ずは人員の異動によるもので、こうやって1つにまとめて、それでもう一つ、人事委員会のほうの勧告によって、こういうふうにまとめて、それから付加価値といえますか、超過勤務等を含めたものについて、こっちで1つまとめて、1つ、2つ、3つを合体して説明するような形のほうが理解しやすいかもしれません。

その辺は、先ほど協議するというようなお話がありましたので、ぜひとも課内で持ち帰って協議していただければなというふうに思っていますし、ぜひ町長、副町長には、よくよく理解できるような資料を提出していただきたいなと思います。

これは、老婆心ながらそういうふうに思います。逆に言えば、理解されているのかもしれませんが。それは分かりませんが、私はちょっと理解不能だったのでお聞きしました。しつこいようですけれども何回もお聞きしました。

以上なので、もしいろんなことを課内で協議して、その結果がこうなりましたよということが分かれば、後で報告いただければなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から再度答弁させていただきます。

まず、産業医の件ですが、産業医、実情を私、先ほど申し上げました。

役割なんですけど、実は、先ほど言いましたが、こちらの職場では職場の安全衛生委員会、月1回開いております。機会ありましたら、産業医の先生にはお越しいただくことにしております。今はですけれどもいろいろ多忙でありまして、産業医の先生が、年に1回はいらっしゃいます。それで、こちらで個別案件ある場合には、私と担当の職員で逐一訪問しまして、先生にご相談をさせていただいております。確かに職員でいろいろ休暇とかがございますので、病気とかもありますので、その際にはご助言いただいておりますと、大変ありがたく心強く思っておりますので、産業医の先生にはこれからもお世話になるつもりはしております。

それと、2点目ですが、先ほど来ご指摘いただいております。こちらの人件費、人勸と人事異動の分、そしてさらには超勤といろいろご指摘いただきました。改めてですが、総務課内で財政係を主としまして、よく議論しまして、機会あるごとに5番議員さんにご説明したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第56号 令和7年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、議案第57号 令和7年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 簡潔に。35ページの地域密着型介護サービスと介護予防サービスの振替の理由を伺いたい。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より端的に説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、おただしの件、回答いたします。

地域密着型介護サービス給付費と地域密着型介護予防サービス給付費、これが300万ずつ、300万減で、300万増というところですが、この地域密着型のサービスというのは、町でいうと、さぎそうのデイサービス、あとは城山下のデイサービスすみれの部分です。この部分で、地域密着型介護サービス給付費のほうは当初の見込みどおりあれば十分、300万減額しても間に合うという見込みをしております、今年度3月までの給付費の分ですね。地域密着型介護予防サービスのほう、こちらは要支援1、2の方が利用する部分。もう一回言いますと、地域密着型サービス給付費のほうは要介護1から5、その下の地域密着型介護予防サービス給付費は要支援1、2の方の利用の部分で、この要支援1、2の利用の部分が、デイサービスすみれの方の利用者が増えたというところで不足しそうな感じでしたので、今回300万円、上の地域密着型介護サービス給付費から地域密着型介護予防サービス給付費に振替させていただいたものです。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第57号 令和7年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第13、議案第58号 令和7年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第58号 令和7年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第14、議案第59号 令和7年度浅川町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第59号 令和7年度浅川町下水道事業会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎請願第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第15、請願第6号 地域の医師不足解消を求める請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 紹介議員にお尋ねをしたいと思います。お尋ねといえますか、提言ですか。

まさに私もこのとおりだと思っております。特に医師の偏在対策は、当町にとってはぜひとも求める案件であります。

というのは、過去の新聞報道等マスコミを見ますと、茨城県の水戸市、栃木県の宇都宮市、そして福島県の郡山市、この3点を結んだところが日本で一番医療の救急率が悪いという、魔のトライアングルと呼ばれております。その中に、浅川町も残念ながら入っております。それを解消するのであれば、やはりぜひとも医師の偏在対策というのは求めて当然のことだと私も認識しているからでございます。

そこで、お願いというのは提出先でございます。

これ、福島県のやはり医師の問題を解決してもらうに当たっては、福島県選出の国会議員に全員送付するべきと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 衆議院とか参議院を代表するそれぞれの議長宛てに請願書を出したという例はあるんですけども、個々の国会議員さんに意見書を出すというのは、これはちょっと例がないと思うんですね。

地方公共団体が、ここの議員さんに出して、ここの議員さんには出さない、こういう状況になってもまずい点があるのかなというふうには思いますので、このままで行っていただければというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そういう過去があるんであればしょうがないと。でも、福島県というくくりをつければ、福島県の選出の国会議員というのは私はいいいと思うんですが、今後、議長とかと協議して、もし変えられるのであれば、ぜひ福島県内の選出議員のほうにも対応していただければと思います。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 福島県選出の国会議員の皆さんには、もう既に県のほうからそういうお願いが行っていて、一生懸命やっただいていただいていると思いますので、このままお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○7番（須藤浩二君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、請願第6号 地域の医師不足解消を求める請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第6号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第6号は採択することに決定しました。

◎請願第7号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第16、請願第7号 米の安定供給等を求める意見書の提出についてを議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、請願第7号 米の安定供給等を求める意見書の提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。請願第7号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第7号は採択することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

◎総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第18、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第19、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで請願第6号、第7号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りします。ただいま配付しました日程第21及び日程第22を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第4号及び発議第5号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号及び発議第5号については趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第21、発議第4号 地域の医師不足解消を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第21、発議第4号 地域の医師不足解消を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第22、発議第5号 米の安定供給等を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第22、発議第5号 米の安定供給等を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第6回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 零時00分